

明治初年「大蔵省」の政策立案・意思決定過程

小幡 圭祐

本稿は、明治4年(1871)7月27日に民部省を併合して成立した大蔵省、いわゆる「大蔵省」の運営とその影響を、政策立案・意思決定過程に着目して明らかにするものである。

井上馨民部大輔(のち大蔵大輔)の主導により、大蔵省は民部省を合併し、民政から財政に亘る広範かつ強大な権限を握る巨大官庁「大蔵省」となった。井上の懐刀である渋沢栄一は、「大蔵省」を切り盛りするために、政策立案と意思決定の制度設計に着手した。政策立案については、諸務局を設置した。諸務局は、省首脳の主導による新規制度の立案を支える傍ら、大蔵省各部局の利害を調整する役割を担った。また、意思決定については意思決定手続きを明文化した大蔵省処務準序を制定した。処務準序により、意思決定に期限が設けられ、また回議書への捺印を義務化することによって、事務の迅速性と実質性を担保した。

渋沢は大蔵省の事務の停滞状況を打破するため、最高意思決定機構である太政官正院の改革へと乗り出す。渋沢は、大蔵省事務の「上操」、具体的には大蔵省諸務局を制度的にも人的にも太政官正院へ移植するという手法をもって、事務の円滑化・迅速化を企図したのである。結果、明治6年(1873)5月に太政官制の改革(太政官制潤飾)が実施され、諸務局官僚が正院へと異動し、正院の政策立案・意思決定に「大蔵省」のノウハウを注入することに成功したのであった。